

特別評価方法認定のための試験料金

1 試験料金は、次の表の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。

円：税込額（令和3年3月15日改定）

（い）		（ろ）	（は）
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定		319,000	44,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定	床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	55,000
		床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	77,000
		床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	110,000
		床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの	121,000
右に掲げる認定以外のもの		396,000	55,000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		506,000	55,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		506,000	55,000

2 次の各号に掲げる場合の試験料金は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 建築基準法第六十八条の二十六第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的試験」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）について試験を受けようとする場合 申請一件につき、前項の表の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額

二 技術試験を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）について試験を受けようとする場合 申請一件につき、前項の表の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を加算した額

三 一の申請において、前項の表の（い）欄に掲げる二以上の認定の区分について認定を受けようとする場合 それぞれの区分に係る（ろ）欄に掲げる額（第一号に規定する場合にあっては（ろ）欄に掲げる額に二分の一を乗じた額、前号に規定する場合にあっては（ろ）欄に掲げる額に三分の二を乗じた額）の合計及びそれぞれの認定の区分に係る（は）欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額